

「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成 24 年 12 月 3 日)

現 行	変 更 後
<p>(表 紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 24 年 3 月</u></p> <p style="text-align: center;">取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆税金の概要</p> <p>個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下、同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降 3 年間繰越すことが出来<del>ます</del>。又は他の国内上場先物商品との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については税務当局または税理士等の専門家にご確認下さい。)</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>【取引所為替証拠金取引】</p> <p>取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく 365」および大阪証券取引所で行われる取引所外国為替証拠金取引「大証 FX」について、オンライン取引を提供させていただいております。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 24 年 3 月 26 日</u></p>	<p>(表 紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 24 年 12 月</u></p> <p style="text-align: center;">取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆税金の概要</p> <p>個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下、同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、<u>復興特別所得税が所得税額×2.1%※</u>、地方税が 5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降 3 年間繰越すことが<del>でき</del>、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については税務当局または税理士等の専門家にご確認下さい。)</p> <p>※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> <p style="text-align: center;">金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>【取引所為替証拠金取引】</p> <p>取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく 365」について、オンライン取引を提供させていただいております。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 24 年 12 月 3 日</u></p>